

行政手続条例適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		介護保険料徴収猶予の決定		
根拠例規及び条項		多治見市介護保険条例(平成 12 年条例第 3 号)第 15 条第 1 項		
所 管 部 課 名		福祉部 高齢福祉課		
審 査 基 準	関係法令等及び条項	多治見市介護保険料等減免等取扱要綱(平成 12 年告示第 165 号)		
	基 準	条例第 15 条第 1 項に定めるところによる。 第 15 条第 1 項 市長は、次の各号のいずれかに該当することによりその納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、納付義務者の申請によって、その納付することができないと認められる金額を限度として、6 か月以内の期間を限って徴収猶予することができる。 (1) 第 1 号被保険者又はその属する世帯の生計を主として維持する者が、震災、風水害、火災その他これらに類する災害により、住宅、家財又はその他の財産について著しい損害を受けたこと。 (2) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者が死亡したこと、又はその者が心身に重大な障害を受け、若しくは長期間入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと。 (3) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したこと。 (4) 第 1 号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入が、干ばつ、冷害、凍霜害等による農作物の不作、不漁その他これに類する理由により著しく減少したこと。		
	設定年月日	平成 12 年 3 月 27 日	最終変更年月日	
	標準処理期間	総日数 14 日程度 (注：休日は含まない。)		
期 間 標 準 処 理	内 訳	経由機関 日 (機関名)		
		協議機関 日 (機関名)		
		処分機関 14 日		
設定年月日		平成 12 年 3 月 27 日	最終変更年月日	
備 考				